

第 1 章

計画の概要

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景・趣旨

21世紀の超高齢社会における介護問題の解決を図るため、国民の共同連帯の理念に基づき、要介護者などを社会全体で支援する仕組みとして、介護保険制度が創設されました。

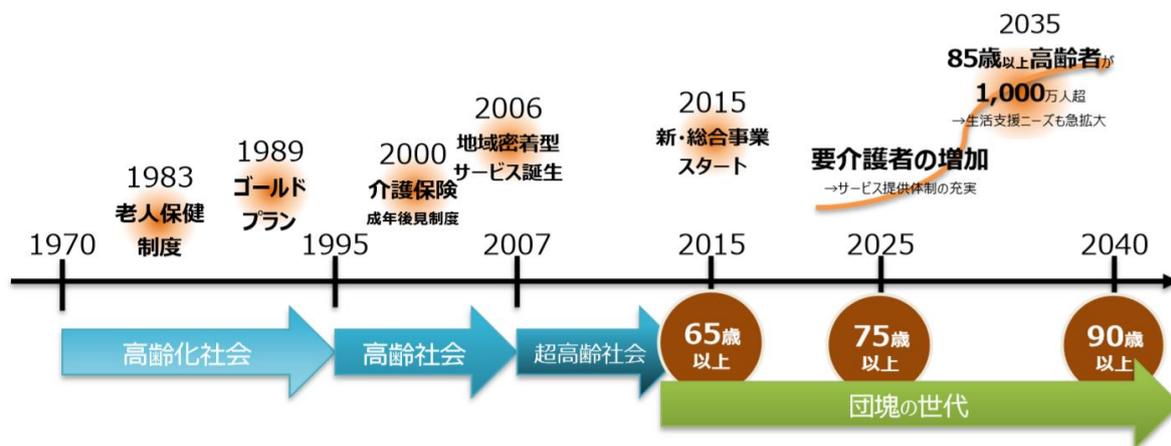
介護保険制度は、その創設から20年が経過し、サービス利用者は制度創設時の3倍を超え、650万人に達しており、介護サービスの提供事業者数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着し、発展してきています。

こうした中、国においては、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）を整備し、「2025年を見据えた地域包括ケア計画」により地域包括ケアシステムを構築することが示されてきました。

平成29年(2017年)に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法などの一部を改正する法律」では、地域包括ケアシステムを深化・推進し、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、制度の持続可能性の確保が求められています。

また、令和2年(2020年)には、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（以下「改正社会福祉法」という。）」が成立し、6月に公布されました。

これらの状況を踏まえ、徳之島町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（以下、「本計画」という。）は、団塊の世代が75歳以上になる令和7年(2025年)、さらに団塊ジュニア世代(昭和46年(1971年)～昭和49年(1974年)生まれ)が65歳以上になる令和22年(2040年)を見据え、「誰もがいきいきと元気に、地域でつながりあい、助けあえる笑顔と共生のまち」が実現できるよう、一層の徳之島町地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定したものです。



2 計画の位置づけなど

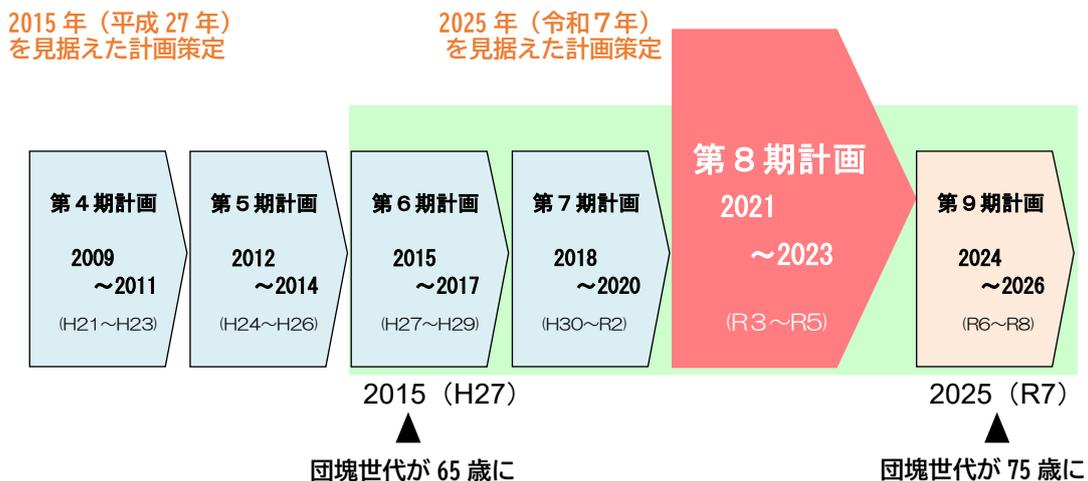
(1) 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。

なお、令和7年（2025年）を見据え第6期計画以降の各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを構築し、深化・推進していくことを目指し、その実現に向けた取組を本格化していきます。

加えて、鹿児島県高齢者保健福祉計画（鹿児島すこやか長寿プラン）との整合性を図り、「誰もがいきいきと元気に、地域でつながりあい、助けあえる 笑顔と共生のまち」を目指し施策の推進に取り組みます。

計画期間 令和3年度から令和5年度までの3年間



(2) 計画の性格及び法的位置づけ

■ 徳之島町高齢者福祉計画

すべての高齢者を対象とした健康づくり、生きがいづくり、日常生活支援、福祉水準の向上など、高齢者に係る福祉施策全般を範囲とする計画です。

老人福祉法 第20条の8第1項

市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

■ 徳之島町介護保険事業計画

65 歳以上及び 40～64 歳の要介護など認定者が、可能な限り住み慣れた地域や家庭で、自立した生活を送れるよう、必要となるサービスに関する整備目標などを取りまとめた計画です。

介護保険法 第 117 条第 1 項

市町村は、基本指針に即して、3 年を 1 期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

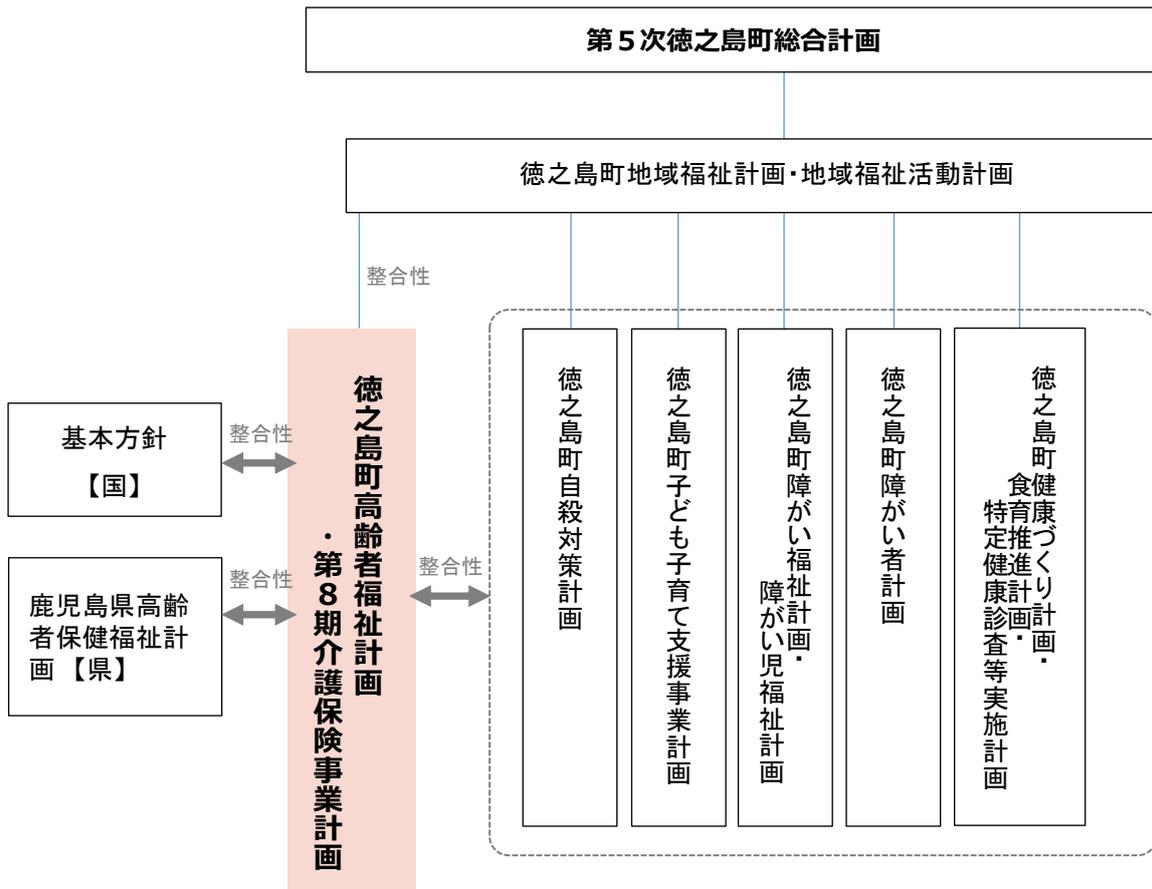
(3) 他計画との関係

「徳之島町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」は、「人と自然が輝き みんなで紡ぐ きらめきのまち」を将来像とする「第5次徳之島町総合計画」の実現を目指し、主に高齢者に関する今後の保健・福祉・介護分野の施策を総合的に推進するための指針となるものです。

このほか、福祉分野において「徳之島町地域福祉計画」のもと、地域全体で支え合う仕組みを構築するとともに、「健康増進計画・特定健康診査等実施計画」に基づく健康づくり、「障がい者計画・障がい福祉計画」に基づく障がい者支援のほか、生涯学習、生活安全など各施策との調和を図っています。

加えて、鹿児島県が令和2年度に策定した「鹿児島県高齢者保健福祉計画（鹿児島すこやか長寿プラン）」、さらには「鹿児島県保健医療計画」とも整合性を図り、連携のとれた施策の推進を目指していきます。

他計画との関係



3 計画の策定手法

(1) 高齢者実態調査

高齢者の日常生活状況や健康状態などを把握し、計画策定の基礎資料とするため、令和元年度に「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施しました。

在宅要介護認定者の生活状況及び介護者の就労状況などを把握し、介護離職などに係る町の実態把握の基礎資料とするため、令和元年度に「在宅介護実態調査」を実施しました。

実施期間 令和元年12月1日～令和2年2月29日

対象者 一般高齢者、若年者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援者

調査方法 民生委員等による聞き取り調査

調査回収率

種別	配布数	回収数	回収率
一般高齢者調査	500	436	87.2%
在宅要介護者調査	300	221	73.7%
若年者調査	500	409	81.8%

(2) 徳之島町介護保険運営協議会

計画策定において、被保険者をはじめとする住民代表及び保健・医療・福祉関係者、町議会議員等により構成された「徳之島町介護保険運営協議会」を開催し、計画案について、協議、検討を行いました。

第1回	令和2年10月2日(金)	① 介護保険事業計画の概要について ② 徳之島町を取り巻く現状について ③ 第7期計画進捗状況について ④ 給付分析について ⑤ アンケート結果について ⑥ 計画骨子について ⑦ スケジュールについて
第2回 (書面協議)	令和3年1月26日(火) ～令和3年2月19日(金)	① 計画素案について
第3回 (書面協議)	令和3年3月18日(木)	① パブリックコメント結果について ② 計画原案について

(4) パブリックコメント（意見公募手続き）

計画案に対し、広く住民の意見を聴取・反映することを目的に、パブリックコメントを実施しました。

実施期間 令和3年2月1日（月）～令和3年2月19日（金）

4 日常生活圏域の設定

本町においては、第3期計画より徳之島町全体を一つの日常生活圏域とし、介護基盤の整備を行ってきました。高齢者にとって身近で、そして親しみのある地域であること、また、人口規模や交通事情、公的サービス提供基盤、介護保険施設の整備状況等を勘案し、第7期計画においても、引き続き町全体を1つの日常生活圏域とします。

日常生活圏域数 1箇所

5 第8期計画策定における国の指針

介護保険制度は、急速な高齢化の進展に伴う介護等の高齢者問題を社会全体で支える仕組みとして、平成12年4月に施行されてから着実に定着してきました。その後、平成17年に介護保険法の改正、平成26年には医療法、介護保険法等の改正が行われ、平成29年の介護保険制度改正において、地域包括ケアシステムを深化・推進させ、介護保険制度の持続可能性を維持するため、市町村が保険者機能を発揮して地域の課題を分析した上で、高齢者がそれぞれの状況に応じて自立した生活を送るための取組を行うことが制度化されました。

国は「第8期介護保険事業（支援）計画」（2021～23年度）の基本指針として、団塊の世代が75歳以上に到達する2025年と、生産年齢人口が急速に減少する2040年に向けたサービス基盤や人材基盤の整備に関する記載などを充実させる方針を打ち出し、第8期計画において記載を充実する事項として、

- ①「2025・2040年を見据えたサービス基盤・人的基盤の整備」
- ②「地域共生社会の実現」
- ③「介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）」
- ④「有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に関する都道府県・市町村間の情報連携の強化」
- ⑤「認知症施策推進大綱などを踏まえた認知症施策の推進」
- ⑥「地域包括ケアシステムを支える介護人材確保と業務効率化の取組の強化」
- ⑦「災害や感染症対策に係る体制整備」

の7点が掲げられました。